

『はり・きゅう』治療が健康保険で受けられます

健康保険で鍼灸施術をご希望の場合は、一般の保険医療と違い、次の事項が必要です。充分にご理解の上、ご利用ください。

1. 保険で受けられる傷病名

神経痛 **リウマチ** **五十肩** **頸腕症候群** **腰痛症** **頸椎捻挫後遺症** 等

※治るまで施術が受けられます。

2. 現在、上記いずれかの疾患で病医院（医師）の治療を受けていますか！！

（以前、治療を受けたことがある場合も含みます。）

保険で鍼灸治療を受けるには、保険医の診療を受けていた事が必要です。

※ 組合健保および他府県の健保の場合は、一ヵ月程度の先行受診が必要です。

3. 同意書について

保険で「はり・きゅう」治療を受けるには、**医師の同意書**（同意して戴ける医師を紹介しませす）が要ります。同意書の用紙は、当院に有りますのでお気軽にお申し出ください。

4. 医師の診療と鍼灸治療との併用は出来ません

同意書により鍼灸治療を開始すると、その期間中は、**同意された傷病名に限り**医師の診療を受けることが出来ませんのでご注意ください。

5. 次の三点をご持参ください

- ① 医師による同意書
- ② 保険証、医療証（老人・母子・障害・等）
- ③ 印鑑（朱肉用）

（社）日本鍼灸師会・（社）大阪府鍼灸師会・大阪府保険鍼灸マ師協会 会員